

議員提出第 2 号議案

地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書

上記の議案を提出する。

令和6年6月19日

提出者	府中市議会議員	竹 内	祐 子
賛成者	〃	からさわ	地 平
	〃	西 の	な お み

地方自治の自主性・自立性が守られることを求める意見書

大規模災害や感染症などの非常時であれば、個別法に規定がなくとも、国が自治体に必要な指示ができるようにする地方自治法改正案が、政府によって今国会に提出された。政府が閣議決定の手続を経れば、個別法の規定がなくとも、自治体に対し法的義務を持つ指示を行うことができることを規定する内容である。

地方自治法は、第1条において、「この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」と定めている。

しかし、今回の改正案は、「地方自治の本旨」とされている地方公共団体の「団体自治」及び「住民自治」という二つの意味における地方自治の確立とは相入れないものである。また、地方自治法第245条の3、普通公共団体に対する国の関与は「必要な最小限度のものとする」と定められていることにも反するものである。

よって、府中市議会は、国会及び政府に対し、政府の統制力がいたずらに強められることなく、地方自治の自主性・自立性が守られるよう、次の事項を強く求める。

- 1 地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の団体自治や住民自治を制限するような地方自治法改正は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月19日

議 長 名

(宛先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣